

**令和2年度補正予算の成立が前提****特別利子補給制度**

日本政策金融公庫等の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」等若しくは商工中金等による「**危機対応融資**」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

**公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象**に。

※新型コロナウイルス対策マル経融資及び公庫の既往債務借換は、令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

**【適用対象】**

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

## ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

**【利子補給】**

- ・期間：**借入後当初3年間**
- ・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円  
（商工中金）危機対応融資1億円

※利子補給上限額は**新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額**

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

**【お問合せ先】**

中小企業 金融・給付金相談窓口 **0570-783183**

※平日・土日祝日9時00分～17時00分